

# 公 告

社会福祉法第120条第2項に基づき、令和2年7月豪雨災害に係る災害等準備金の拠出について、下記のとおり公告します。

令和3年1月5日

社会福祉法人 島根県共同募金会

会長 若佐博之



記

- 1 拠出の趣旨：令和2年7月豪雨災害により甚大な被害が生じたことから、社会福祉法人中央共同募金会を通じ、社会福祉法人熊本県共同募金会から要請がありましたので、社会福祉法第118条第2項に基づき、災害ボランティアセンターの立ち上げ及び同センター運営のため、島根県における災害等準備金を拠出しました。
- 2 拠出先：社会福祉法人熊本県共同募金会
- 3 拠出額：750,984円